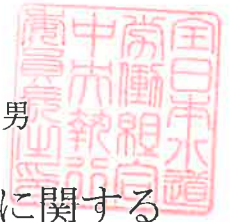


2023年4月11日

立憲民主党
代表 泉 健太 様

全日本水道労働組合
中央執行委員長 二階堂 健男



生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する 法律案への対応について（要請）

日頃より水道・下水道事業並びに全水道の取り組みに対してご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月7日、政府は「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出しました。

この法案は現在厚生労働省で所管されている食品衛生及び水道行政をそれぞれ消費者庁、国土交通省及び環境省に移管することを柱として、生活衛生関係行政の機能強化が目的とされています。

しかし、この法案策定にあたっての論議が不透明であり、水道・下水道行政がどのように「機能強化」されるべきか、十分に議論・検討されたとは言えないものです。また水質管理の分割については行政の後退も懸念されています。

こうしたことから私たち全水道は、法案の審議に際して、水道と下水道の「機能強化」をどのように進めていくのか、移管が機能強化を図る上でふさわしい施策であるのか、などについて国民に対し十分な説明がなされなければならないと考えます。

つきましては、私たち水道・下水道の現場からの意見を十分に踏まえていただき、法案審議にあたっては十分に議論を深めていただくよう強く要請します。

記

1. 水道・下水道事業の施設整備にかかる予算を拡充すること。また近年多発する災害への対応強化や迅速な復旧がされるよう十分な予算を措置すること。
2. 水道・下水道事業の基盤強化に向け、事業者が事業運営に必要な人員と専門性を確保できるよう、必要な措置を行うこと。
3. これまでの「官民連携」における問題や失敗を検証するとともに、人件費等の削減を目的とする業務委託などを安易に推進させないこと。
4. 水質基準の規制強化と実効化を高めるため、予算や人員の配分と配置を整え、水質基準の策定や管理・検査体制を確立すること。
5. 水道・下水道・工業用水道、農業用水等に関わる行政や河川や湖沼、水源林保全を含めた流域の水源管理など、「水源から蛇口まで、排水口から海洋まで」の水行政を一元的に管理・統括する行政機関の設置に向けた議論を進めること。

以上